

青森大学研究生規程

(目的)

第1条 青森大学学則第42条の規定に基づき、青森大学研究生規程を定める。

(入学資格)

第2条 研究生として入学できる者は、学士の学位を有する者とする。

(入学志願)

第3条 研究生を志願する者は、年度又は学期の始まる前に、次に掲げる書類に検定料を添えて学長に願出するものとする。

- (1) 研究生入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 現に官公庁、又は会社等に勤務している者は、その所属長の承諾書

(入学許可)

第4条 第3条の願出があったときは、教授会が審議し、本学の教育研究に支障のない場合限り、学長が入学を許可する。

- 2 選考にあたっては、指導教員を定めるものとする。
- 3 指導教員は、志願する学部の教授又は准教授をもって充てる。

(入学の時期及び在学期間)

第5条 研究生の入学の時期は、年度又は学期の始めとする。

- 2 在学期間は、入学した時点より1年間とする。
- 3 研究生より在学期間の延長の願出があったときは、1年間の延長を許可することができる。

(研究)

第6条 研究生は、指導教員の指導の下、研究又は実験、実習を行うものとする。

(施設の利用)

第7条 研究生は、図書館その他の施設を利用することができる。

(授業料等の納入)

第8条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納入しなければならない。

(費用)

第9条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、次のとおりとする。

- (1) 検定料 15,000円
- (2) 入学料 15,000円
- (3) 授業料 100,000円(1年間)

- 2 実験、実習を行ったときは、実費を別途徴収することがある。
- 3 研究生が1年を超えて2年以内の期間継続する場合には、2年目の検定料及び入学料は、徴収

しない。

4 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(科目等履修)

第10条 研究生が科目等履修を許可されたときは、青森大学科目等履修生規程第11条第1項第3号の授業料を徴収する。

(退学の願い出)

第11条 研究生が退学しようとするときは、事由を付して学長に願い出なければならない。

(学則等の遵守)

第12条 研究生は、本学の学生に準じ青森大学学則及びその他の規程を守らなければならない。

(許可の取り消し)

第13条 研究生がこの規程に違反したとき、又は不適と認めたときは、学長は研究生の許可を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。